

# 優先利用申込書（大規模マンション居住者用）

(あて先) 保健福祉センター所長

令和 年 月 日

住所	〒 —
保護者氏名	

保育施設等の利用開始希望日において、優先的な利用調整の対象となる保育施設等が設置された大規模マンションに児童が居住するため、大阪市大規模マンション居住者に係る保育施設等の優先的な利用調整に関する事務取扱要綱第7条の規定に基づき優先利用を申込みます。

利用児童氏名	(フリガナ)				性別	男・女
	令和6年4月1日 現在の年齢	歳	生年月日	平成 令和		
保育施設等の 利用開始希望日	令和	年 月 日				
対象保育施設等 の名称						
対象マンション の名称						
対象マンション の所在地						
居住（予定）年月日	令和	年 月 日				
※利用申込時点において、対象マンションに居住していない場合は、マンションの売買契約書（写）や賃貸借契約書（写）等、当該マンションに居住することが確認できるものを添付してください。						

## （注意事項）

- 優先的な利用調整を認める期間は、保育施設等の開設後5年以内となります。
- 対象マンションの居住者を優先するのは、対象マンション内の保育施設等を第1希望とした場合に限ります。
- 対象マンションの居住者から入所枠を超える利用申込があった場合は、対象マンションの居住者の間で保育利用調整基準に基づき利用調整を行います。
- すでに入所している児童（マンション外に居住する者を含む。）で定員が充足し、入所枠に空きがない場合は、当該保育施設等の利用はできません。
- 保育施設等の利用開始希望日時点で対象マンションに入居している（入居予定である）必要がありますので、保育施設等の開設時期とマンションへの入居時期がずれることにより、優先利用の対象とならない場合があります。
- 保育にあたっては個々の児童の状態に応じた保育環境を整える必要があるため、当該保育施設等において児童の状況に応じた保育環境が整わない場合には、当該保育施設等を利用できない場合があります。